

独立行政法人日本学術振興会の
令和2年度における業務の実績に関する評価（案）

令和3年〇月

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本学術振興会 年度評価 目次

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-1 総合的事項	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-2 世界レベルの多様な知の創造	・・・ p 14
	項目別評価調書 No. I-3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	・・・ p 42
	項目別評価調書 No. I-4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	・・・ p 70
	項目別評価調書 No. I-5 強固な国際研究基盤の構築	・・・ p 90
	項目別評価調書 No. I-6 総合的な学術情報分析基盤の構築	・・・ p 99
	項目別評価調書 No. I-7 横断的事項	・・・ p 106
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 120
	項目別評価調書 No. II 業務運営の効率化に関する事項	・・・ p 120
	項目別評価調書 No. III 財務内容の改善に関する事項	・・・ p 127
	項目別評価調書 No. IV その他業務運営に関する重要事項	・・・ p 131

1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学術振興会	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	研究振興局	担当課、責任者	振興企画課 奥野真
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課 林孝浩

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和3年7月5日 第1回 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会合を開催し、評価項目・分担案の了承を得るとともに、自己評価結果について、日本学術振興会の役員（理事長、理事、監事）及び職員（担当事業部長）からヒアリングを実施し、有識者会合委員から意見を聴取した。</p> <p>令和3年7月8日～16日 本評価書（案）について、有識者会合委員から書面にて意見を聴取した。</p> <p>令和3年7月28日 有識者会合第2回を開催し、有識者会合委員から寄せられた意見を反映した本評価書（案）について、同委員の確認を得た。【P】</p>

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		A	A	A		
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○日本学術振興会は、長い歴史の中で構築した数多くの研究機関及び研究者とのネットワークを活用しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とする「学術研究」の振興を目的とし、学術研究における多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。</p> <p>○科学研究費助成事業（科研費）では、新型コロナウイルス感染症の影響下において、審査体制を従来の集合形式からオンライン形式に柔軟に対応するとともに、これまでの審査システムの蓄積を基にして短期間でオンライン審査環境を整備し、ピアレビューを適切に機能させながら遅滞なく審査業務を着実に実施したことは高く評価できる。また、科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止するとともにペーパーレス化を進め、研究者及び研究機関の事務負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症拡大を繰越事由とする研究課題の繰越申請書様式の簡略化や、補助事業期間の再延長、研究者の研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な研究費の使用を可能にしたことも高く評価できる。</p> <p>○特別研究員事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申請期限を可能な限り延長する一方、例年のスケジュールから遅れることなく採用内定者の決定・通知を行ったほか、数々の特例措置を設定するなど、制度利用者の立場に立った柔軟な対応を実施した。また、報酬支給制限の緩和、DC採用者が「ダブルディグリー・プログラム」によって留学することを可能とする制度変更、審査制度の抜本的な見直し、手続きの電子化など、制度の更なる効果的・効率的な運営に向けて、積極的かつ適切に改革を実行したことは高く評価できる。</p> <p>○また、海外特別研究員事業では、採用期間延長や申請書の提出期限延長、日本国内での採用開始を可能とする特例措置等、若手研究者海外挑戦プログラムでは一時帰国の特例措置や申請書の提出期限延長等、外国人研究者招へい事業では採用期間延長や来日期限の延長、申請書の提出期限延長等、各事業において状況の変化に応じて柔軟に対応したことは採用者に寄り添った取組であり、評価できる。</p> <p>○国際共同研究事業において、スイス科学財団（SNSF）、ドイツ研究振興協会（DFG）及び英国研究・イノベーション機構（UKRI）の3か国それぞれとリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向けて協議し、UKRIとは募集要項の合意に至ったことは評価できる。</p> <p>○大学教育改革の支援においては、国の定めた制度・方針等を踏まえ、迅速に事務体制を整えながら、事業ごとに専門家による委員会等を設置したことにより、透明性、信頼性、継続性を確保した公正な審査・評価体制が整備できている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下において、大学の負担を考慮し、報告書や事後評価調書の締め切りを延長する措置を取る一方、オンラインを活用しながら各事業における審査・評価業務をすべて滞りなく実施できた点はポストコロナも見据えた成果であると評価できる。また、卓越大学院プログラムでも、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもウェブ集計システムの新たな構築等の工夫により前年度と同時期に審査結果を通知、また、採択校の新型コロナウイルス感染症の影響下でのプログラムにおける取組状況のフォローアップ及びその取組の横展開は、ポストコロナも見据えた取組であり評価できる。</p> <p>○特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	日本学術振興会の業務運営の基本である学術の特質に配慮した事業の推進にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、研究者に寄り添った運営がなされたことに対し、総務省独立行政法人評価制度委員会の方針に基づき、評価を行った。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>○引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業においては、計画変更や特例措置など柔軟な対応を実施することを期待する。</p> <p>○振興会の業務運営において、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、学術システム研究センターの研究者も含め、情報セキュリティの確保に留意した上で、リモートによる業務体制を整備し、オンライン会議等も活用しながら効率的かつ着実に業務を実施したと認められる。今後も効果的な業務体制を維持しながら、多様な研究者の知見を取り入れるとともに、エビデンスに基づいて分析・検証し、業務運営状況が改善されていくことを期待する。</p> <p>○学術情報分析センターにおける分析や、学術システム研究センターにおける調査研究結果を、振興会事業の改善・発展に向けて活用するとともに、各事業が長期的な視点から我が国の学術研究・基礎研究の振興にどのように貢献しているかを発信されることも期待する。また、新型コロナウイルスの感染拡大前後における学術研究動向の変化等は重要な視点となるため、今後の調査研究においては考慮することも考えられる。</p> <p>○科研費事業において今回新たに導入したオンライン形式の審査を含め、審査・評価業務におけるデジタル化の推進について、審査委員からの意見等も踏まえ検証し、効果的・効率的な運用に資する更なる改善に向けた検討を期待する。また、科研費の審査・評価業務改善のためにも、応募状況等を分析し状況の把握に努めつつ、検討を進めることを期待する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる研究者交流が活発になっているが、対面による交流も引き続き重要であり、更なる国際研究基盤の構築のためポストコロナ社会における最適な学術国際交流の形を模索し実施していくことを期待する。</p>
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

- S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 総合的事項	B	B	B			I-1	
(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営	(b)	(b)	(b)				
(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	(a)	(a)	(b)				
(3) 学術研究の多様性の確保等	(b)	(b)	(b)				
2. 世界レベルの多様な知の創造	A○重	A○重	A○重			I-2	
(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	(s○ 重)	(s○ 重)	(s○ 重)				
(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	(a○ 重)	(a○ 重)	(a○ 重)				
(3) 学術の応用に関する研究等の実施	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)				
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	B○重	B○重	A○重			I-3	
(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	(a○ 重)	(a○ 重)	(s○ 重)				
(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	(b○ 重)	(b○ 重)	(a○ 重)				
(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)				
(4) 研究者のキャリアパスの提示	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)				
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	A	A	A			I-4	
(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	(b)	(b)	(a)				
(2) 大学教育改革の支援	(a)	(a)	(a)				

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
(3) 大学のグローバル化の支援	(a)	(a)	(a)				
5. 強固な国際研究基盤の構築	B重	B重	B重			I-5	
(1) 事業の国際化と戦略的展開	(b重)	(b重)	(b重)				
(2) 諸外国の学術振興機関との協働	(b重)	(b重)	(b重)				
(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働	(a重)	(a重)	(b重)				
(4) 海外研究連絡センター等の展開	(b重)	(b重)	(b重)				
6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	B	B	B			I-6	
(1) 情報の一元的な集積・管理	(b)	(b)	(b)				
(2) 総合的な学術情報分析の推進	(b)	(b)	(b)				
(3) 学術動向に関する調査研究の推進	(b)	(b)	(b)				
7. 横断的事項	B	B	B			I-7	
(1) 電子申請等の推進	(b)	(b)	(b)				
(2) 情報発信の充実	(b)	(b)	(b)				
(3) 学術の社会的連携・協力の推進	(b)	(b)	(b)				
(4) 研究公正の推進	(b)	(b)	(b)				
(5) 業務の点検・評価の推進	(b)	(b)	(b)				
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			II	

1. 組織の編成及び業務運営	—	—	(b)				
2. 一般管理費等の効率化	—	—	(b)				
3. 調達等の合理化	—	—	(b)				
4. 業務システムの合理化・効率化	—	—	(b)				
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B			Ⅲ	
1. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	(b)				

Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			Ⅳ	
1. 内部統制の充実・強化	—	—	(b)				
2. 情報セキュリティへの対応	—	—	(b)				
3. 施設・設備	—	—	—				
4. 人事	—	—	(b)				
5. 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—				
6. 積立金の使途	—	—	(b)				

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調査No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：—

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。